

奈良県放課後児童対策推進委員会及びその公開に関する取扱要領

奈良県放課後児童対策推進委員会

1 趣旨

この要領は、奈良県放課後児童対策推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及びその議事録の公開に関し必要な事項を定める。

2 会議の公開

会議は原則として、公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

ア 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議等を行う場合。

イ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合。

ただし、非公開とする場合は、委員長が会議に諮って決定することとし、非公開と決定した場合は、その理由を奈良県のホームページへの掲載等により明らかにするものとする。

3 会議開催の周知

会議を公開する場合は、原則として会議の開催日の1週間前までに、奈良県のホームページへの掲載等の方法により、次の事項を県民に周知することとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

ア 開催の日時及び場所

イ 会議の議題

ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続

エ 問い合わせ先

オ その他必要な事項

4 公開の方法

(1) 会議は、会議を公開するときは、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

(2) 会議は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項等を規定した傍聴要領を定めるものとする。

5 議事録等の公開

(1) 原則として、会議の議事録は、会議終了後速やかに奈良県のホームページに掲載することにより公開する。議事録には次の事項を記載するものとする。

ア 会議の名称、開催日時及び場所

イ 出席者の氏名

ウ 議題

エ 公開又は非公開の別（公開の場合は傍聴人数、非公開の場合はその理由）

オ 議事内容

(2) 委員会等は、不開示情報があること等により議事録を公開できない場合であっても、会議の概要を(1)に準じて閲覧に供するよう努める。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の公開に関して必要な事項は、委員長が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成27年12月 日から施行する。

奈良県放課後児童対策推進委員会傍聴要領

奈良県放課後児童対策推進委員会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の前日までに、電話又はFAXにより事務局まで申し込む。(子育て支援課 保育・放課後児童対策係 TEL 0742-27-8604 FAX 0742-27-2023)

傍聴の受付は申し込みの先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

- (2) 会議当日は名簿に氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室し、所定の席に着席する。
- (3) 傍聴の定員は原則として10名とする。

2 会議を傍聴する場合の遵守事項

- (1) 会議中は、静粛にし、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) 会議の途中で、非公開の決定がされた場合は、速やかに退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、傍聴に当たっては係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が遵守事項を守らない場合、委員長は退室を命じることができる。
- (3) 退室を命じられた傍聴者が、次回以降の会議に傍聴を希望した場合は傍聴を許可しないことができる。